

住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職・廃業や減収等による困窮者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、東近江市福祉政策課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：家賃額－（月の世帯の収入合計額－ 基準額）

※家賃額及び支給額の上限：単身35,000円 2人42,000円 3人46,000円など

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長及び再延長が可能です）

支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

①離職等又は減収により経済的に困窮し住居喪失者または住居喪失のおそれがある

②申請日において、離職・廃業をした日から2年以内である

または給与及び、収入を得る機会が個人の都合によらず減少した

③離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含みます。）

④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含みます）。

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額（万円）
1人	8.6万円	3.5万円	12.1万円
2人	12.4万円	4.2万円	16.6万円
3人	14.7万円	4.6万円	19.3万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円

⑤申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	51.6万円
2人	74.4万円
3人	88.2万円
4人	100万円

⑥受給期間中は常用就職を目指した求職活動を行うこと。または、給与や収入を得る機会を増加させるため活動を行うこと。

⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

住居確保給付金受給中の義務

◆支給期間中は、公共職業安定所または市役所内開設のしごとづくり応援センターの利用、福祉政策課の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。就職活動を怠る方については、支給を中止します。

①公共職業安定所の職業相談（毎月2回以上）

「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受け、担当者から相談日、担当者名、支援内容等について記入及び安定所確認印を受けてください。

②福祉政策課での面接（毎月4回以上）

「求職活動確認票」を持参の上、福祉政策課で求職活動の進捗状況や生活上の相談をしてください。

③求人先への応募など（週1回以上）

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人先に対し行った求職活動（応募や面接、問い合わせなど）の活動内容を記入し、報告してください。活動方法は職業紹介の利用だけではなく、求人情報誌や新聞広告など活用してください。

※給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少している場合②の活動を行うとともに給与や収入を得る機会を増加させるために活動を行った報告が必要になります。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 本人確認書類（例）

運転免許証、マイナンバーカード、旅券、各種障害者手帳、資格確認書等

③ 離職・廃業した日から2年以内の者であることが確認できる書類の写し

（離職票、雇用保険受給資格者証、給与振込があった通帳の写しなど）

※給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合は、離職や廃業と同程度の状況であることが確認できる書類の写しが必要です。

④ 世帯全体の収入が確認できる書類の写しや収入のある全員分の給与明細書、預貯金通帳の収入の振り込みの記帳ページ、雇用保険受給資格者証、年金手帳など

⑤ 世帯全体の金融資産が確認できる書類の写し（金融機関の通帳など）

⑥ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

⑦ 雇用施策等の利用状況のわかるもの「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」

⑧ 賃貸物件契約関係書類、賃貸物件の契約書の写し（賃貸期間や家賃額などが記載されているもの）

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（单身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間

- 3) 一時生活再建費：60万円以内 原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には

緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には、少額の費用の貸付を行います。

※緊急小口資金

低所得世帯を対象に貸付を行っています。

- ・貸付上限10万円以内
- ・特例 学校等の休業・個人事業主の場合20万円以内
- ・貸付利子：無利子、連帯保証人不要

※上記の貸付に関する相談は、東近江市社会福祉協議会で受け付けています。

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会

滋賀県東近江市今崎町21-1

受付時間 8：30～17：15 休み：土・日・祝（年末年始）

TEL：0748-24-2940 FAX：0748-24-1313

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を福祉政策課へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。
- ◆ 給与や、収入を得る機会が（休業等で）個人の都合によらず減少した事を理由に受給した場合、就労が以前と同じ様になった時（休業再開時等）にも届出が必要です。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して福祉政策課へお越し下さい。再延長を希望する場合は、福祉政策課の指示に従って下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 福祉政策課に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、福祉政策課へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の福祉政策課の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 福祉政策課が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、福祉政策課の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を返還してもらう場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について返還してもらうとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住居確保給付金の対象となる方のQ&A

Q1 給与及び、収入を得る機会が個人の都合によらず減少した場合とはどんな時ですか

- 雇用で就業している場合は、個人の都合によらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合を指します。雇用以外の形態で就業している者については、本人の責によらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。
- ◆ フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となった。
（スポーツジムのシフト表等で確認）
- ◆ フリーで通訳している者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが中止となった。（イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことがわかるメールの写し等で確認）
- ◆ アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトが亡くなった（事業所が休業となったことがわかるHPの写し等で確認）
- ◆ 旅館業を営んでいる者において、自粛のためキャンセルが相次いだ。（予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認）

※自らの意思で勤務日数を減らしたり、就労時間を減らした場合は住居確保給付金の対象となりません。

Q2 雇用契約のないフリーランスなど個人事業主は支給対象になりますか？

- ◆ フリーランスなど個人事業主であっても、廃業届など廃業したことを確認できる場合のほか、個人の責めによらない営業日数の大幅な減少や請負契約の大幅な減少など、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる場合は、支給要件（省令第10条各号）に該当すれば、支給対象者になります。

Q3 学生は支給対象になりますか？

- ◆ 学生は一般的には、支給要件である「離職前に、主たる生計維持者であったこと。」や「常用就職の意欲がある者」に該当しないため、原則支給対象にならないと考えます。ただし大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程など、昼間以外の課程に通いながら常用就職を目指す場合などは、支給対象者になります。なお、夜間の大学に通っている場合でも、学生が本業である場合は支給対象となりません。

Q4 実家や友人宅に身を寄せているものは対象になりますか？

- ◆ 実家や友人宅に身を寄せているものは原則として支給対象になりませんが、実家や友人宅を出て自ら居住する住宅を賃借しようとし、支給要件に該当する場合は「住居喪失者」として支給対象となります。

Q5 外国人は支給対象になりますか？

- ◆ 対象とする外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人とします。

Q6 現在の住所から、転居する予定です。申請はどちらの自治体ですれば良いですか？

- ◆ 申請は転居予定地において行うこととなります。
（現在の住所地の自治体に相談された場合にも、制度や必要書類の説明を受ける事は可能です。）

Q7 DVや多重債務等で住民票を新住所に移すことができない場合は、実際に居住している自治体で申請できますか？

- ◆ 上記の理由で新住所に住民票を移すことが難しい理由がある場合には住所に確実に住んでいることが証明できる書類（例 新住所での公共料金の契約書や支払い領収書の写し）を持って、実際に居住している新住所の自治体で住居確保給付金の申請が可能です。
なお、住所に確実に住んでいることが証明できる書類については7日以内の提出が困難である場合も考えられることから申請後、後日提出することも可能です。

東近江市役所福祉政策課 福祉相談支援係
電話：0748-24-5512
住所：東近江市八日市緑町10-5
受付時間：（月～金曜日 9：00～16：30）